

復興特区税制（法第37条～第40条） ～指定に関する手続き～

①町へ指定事業者（注1）の指定の申請

指定を受けようとする個人事業者または法人（注2）は、指定事業者実施計画（注3）その他の事項等を記載した申請書を、町に提出します。

※（注1）新規立地促進税制においては指定法人

（注2）新規立地促進税制は、法人のみ適用

（注3）新規立地促進税制においては、指定法人事業実施計画



②町による指定

認定復興推進計画に記載されている復興推進事業を行う個人事業者または法人からの指定の申請に基づき、町は指定要件を満たしているものを指定します。（法第37条第1項、第38条第1項、第39条第1項、第40条第1項）



③指定に係る事業の実施状況報告

指定事業者は、指定に係る復興推進事業の実施状況、収支決算等を記載した実施状況報告を、事業年度終了後1ヶ月以内に、町に提出します。



④町による認定書の交付

町は、指定に係る復興推進事業を適切に実施していると認める場合、実施報告書の提出を受けた日から原則として1ヶ月以内に、指定事業者に対して復興推進事業の実施に係る認定書を交付します。



⑤確定申告

町から認定書の交付を受けた指定事業者は、証明書類として認定書を添付し税務署等で確定申告を行います。（認定書の交付をもって特例措置を受けられるものではありません。認定とは別に、税務署による審査があります。）

～指定に関する手続き（例）～

①町へ指定事業者の指定の申請

5月1日申請の場合



②町による指定

町は、5月31日までに指定（申請から1ヶ月以内）



③指定に係る事業の実施状況報告

- ・法人（3月決算の場合） ⇒ 4月末日まで
- ・個人事業者（12月決算場合） ⇒ 1月末日まで



④町による認定書の交付

- ・法人（3月決算の場合）で、4月16日に指定事業者から実施状況報告の提出があった場合 ⇒ 5月15日までに認定書交付
- ・個人事業者（12月決算場合）で、1月16日指定事業者から実施状況報告書の提出があった場合 ⇒ 2月15日までに認定書交付



⑤確定申告

- ・法人（3月決算の場合） ⇒ 5月～6月
- ・個人事業者（12月決算場合） ⇒ 2月～3月